

## 議案第38号

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)  
消防局 消防総務課

# 1.改正の経緯

## (1) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)の公布

非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員の退職報償金の支払い額を定めた消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、「大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第43号)」について、退職する非常勤消防団員に支払う退職報償金の額を定めた同条例第2条の別表について改正するもの。

## (2) 滋賀県パートナーシップ宣誓制度の開始(令和6年9月1日)

性的少数者の方も含めて、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指した取組を進めるための取組の一環として、条文中の字句について所要の改正を行うもの。

## 2.改正概要

(1)退職報償金の支給額を定める別表内における勤務年数区分(35年以上)の新設

○条例第2条別表関係

階級	勤務年数						新設 35年以上
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

(2)滋賀県パートナーシップ宣言にかかる字句修正

○条例第5条第1項第1号関係

退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族のうち、婚姻予約者等に、パートナー関係(当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。)を加える。

(3)施行日

令和7年4月1日